

都道府県介護主管部局 御中

厚生労働省職業安定局参事官（雇用対策担当）室
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室

『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の積極的推進及び訪問介護員養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について

厚生労働行政の推進に当たっては、かねてよりご尽力いただいているところですが、今般、政府を挙げて雇用対策に取り組むため、別添のとおり、「緊急雇用対策」を実施することとされたところです。

「緊急雇用対策」の実施に当たっては、国民各層のご協力、ご尽力が求められるところですが、特に、Ⅱ．２．(1)に掲げられた3つの重点分野におけるプログラムの推進のうち、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』（以下、「介護雇用プログラム」という。）の実施に当たっては、貴部局の積極的な取組が極めて重要となります。

「介護雇用プログラム」及びそれに伴う研修課程の一部免除の取扱いについては下記のとおりですので、本プログラムのメリットや趣旨をご理解いただき、緊急雇用創出基金主管部局等との密接な連携の下、「介護雇用プログラム」に基づく事業計画の策定並びに、関係事業者団体等に対する周知及び協力要請等、今年度内に事業を開始できるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

第1 「介護雇用プログラム」について

1 趣旨及び概要

(1) 趣旨

今般の「緊急雇用対策」は、政府が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となる雇用を確保するために実施するものです。

そのため、求人ニーズが高い介護分野を重点分野と位置づけ、「介護雇用プログラム」を早急かつ積極的に推進し、緊急に介護人材の育成・確保を目指すものです。

(2) 概要

各都道府県が緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受けて造成した基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者（以下「離職失業者等」という。）に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出することを目的とする「緊急雇用創出事業」の委託事業の要件を緩和し、離職失業者等を有期雇用契約労働者（1年以内の契約を更新し、最長2年間）として雇い入れ、介護施設で働かせるとともに、介護資格（介護福祉士又はホームヘルパー2級）取得のための養成講座を受講させる事業の委託を可能とするものです。

このプログラムは、働きながら介護資格を取得し、介護現場での雇用の拡大を目指すものであり、介護分野の人材の育成・確保に大きく資するものです。実施によるメリットは、介護事業者、求職者双方、さらに地域にとって極めて大きいものといえます。

2 緊急雇用創出事業の要件緩和

介護雇用プログラムの実施に合わせ、以下のとおり要件を緩和します。

- (1) 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合を2分の1以上とする（従前：人件費割合7割以上）。
- (2) 雇用期間を1年以内とし、更新を含め最長2年間とする（従前：原則6か月未満）。
- (3) 雇入れ事業所外での養成講座の受講を可とする（従前は不可）。

3 都道府県の取組み

都道府県においては、以下の取組みをお願いします。

- (1) 都道府県介護主管部局において、「介護雇用プログラム」に基づく事業計画案を策定し、緊急雇用創出基金主管部局による事業案としての採択を受ける。
- (2) 緊急雇用創出事業関係補正予算案を12月都道府県議会に提出し、審議を受ける。
- (3) 採決後、「介護雇用プログラム」事業を公募にかけ、介護事業者等と委託契約を締結する。

4 介護事業者等の手続き等

介護事業者等は、以下の手続き等を行うこととなります。

- (1) 介護事業者等は、地方公共団体との間で、介護福祉士又はホームヘルパー２級の資格取得を目指す離職失業者等を有期雇用契約労働者（１年以内の契約。介護福祉士の場合は、契約を更新し、最長２年間）として雇い入れ、介護施設で働かせるとともに、介護資格（介護福祉士又はホームヘルパー２級）取得のための養成講座を受講させる事業の委託契約を締結する（養成機関における受講料及び雇入れ期間中の対象者の賃金（講座受講中の時間も賃金支払対象時間）等を事業経費とする。）。
- (2) 介護事業者等は、雇い入れた対象者に対し、介護施設における介護補助労働とともに、養成機関における講座受講を指示する。
- (3) 介護事業者等は、対象者に対し、講座受講中を含め、雇い入れ期間中の賃金を支払う。

5 「介護雇用プログラム」の具体例

- (1) 介護福祉士の養成を目指すコース：別紙１－１、別紙１－２
- (2) ホームヘルパー２級の養成を目指すコース：別紙２

6 働きながら介護資格を取得した労働者の正規雇用の推進

有期雇用契約期間が終了した対象者に対しては、以下の取組をお願いします。

- (1) 当該介護事業者における正規社員としての雇用契約の締結の促進を介護事業者等に依頼する。
- (2) 当該介護事業者における正規社員として雇い入れられない場合には、介護分野における正規雇用の推進が図られるようなハローワーク等による取組に協力する。

7 介護福祉士の養成を目指すコースの実施に係る留意事項

介護福祉士養成施設においては、平成２２年４月に入学予定の学生を募集するに当たり、平成２１年中又は平成２２年当初に入学試験を実施する場合も多くなっています。

そのため、介護福祉士の養成を目指すコースの実施に当たっては、可能な限り早めに事業を実施するとともに、事業実施に係る離職失業者、関係事業者団体等への周知を徹底するなど、特段のご配慮をお願いします。

第2 訪問介護員養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について

働きながら訪問介護員の資格を取得しやすくするため、「介護員養成研修の取扱規則について」（平成18年6月20日老振発0620001号厚生労働省老健局振興課長通知）における研修課程の一部免除の規定（下記参照）に基づき、訪問介護員養成研修課程における実習に係る課程の一部免除を実施するための関連規定を整備した上、積極的な活用をお願いします。その際は、緊急雇用創出基金主管部局等との連携の下、関係機関へ周知及び協力依頼を行う等、その迅速かつ円滑な実施について特段のご配慮をお願いします。

○科目免除に係る規定（「介護員養成研修の取扱規則について」（平成18年6月20日老振発0620001号厚生労働省老健局振興課長通知）の「5 訪問介護員の具体的範囲等」の（2））

特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して決定するものとする。